

各国におけるコメの重金属及び汚染物質の主な規制等

2021年4月現在

	最大残留基準値等	備考(その他の規制等)
香港 (2019年8月)	無機ヒ素 アンチモン カドミウム クロム 鉛 総水銀 0.35mg/kg(玄米)、0.2mg/kg(精米) 1mg/kg 0.2mg/kg 1mg/kg 0.2mg/kg 0.02mg/kg	・規制対象となる「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」の付表第2部(Part 2 Maximum Level of Metal in Food)にリスト化されています。 複数の原料から構成される「合成食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、「合成食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「(当該)合成食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この合成食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となります。加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。 ・有害物質に関しては「有害物質に関する規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations)(香港特別行政区基本法)のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売等は禁止されています。
台湾 (2020年8月)	無機ヒ素 無機ヒ素 無機ヒ素 鉛 カドミウム 総水銀 総アフラトキシン(B1+B2+G1+G2) アフラトキシン(B1) アフラトキシン(B1) オクラトキシンA オクラトキシンA シトリニン 0.35mg/kg(脱穀。例:玄米、胚芽米) 0.2mg/kg(精白。例:精米) 0.1mg/kg(乳幼児用食品の製造に供される原料米) 0.2mg/kg 0.4mg/kg 0.05mg/kg 10µg/kg(コメ) 5µg/kg(コメ) 2µg/kg(穀類加工品) 5µg/kg(コメ) 3µg/kg(穀類加工品) 5,000µg/kg(紅麴米)	・2018年5月8日に「食品中の汚染物質および毒素に関する衛生基準(食品中汚染物質及毒素衛生標準)」が公告されました。同基準は、2019年1月1日から施行されました。
中国 (2020年8月)	鉛 カドミウム 水銀 無機ヒ素 クロム ベンゾピレン 0.2mg/kg(穀類及びその製品) 0.2mg/kg(粳、玄米、脱穀したコメ) 0.02mg/kg(粳、玄米、脱穀したコメ) 0.2mg/kg(粳、玄米、脱穀したコメ) 1mg/kg(穀類及びその製品) 5µg/kg(穀類及びその製品)	・コメにおける重金属および汚染物質の基準について、「食品安全国家标准 食品中汚染物質上限値」(GB2762-2017)に規定されています。 ・また、コメにおける真菌毒素について規定する国家標準として、「食品安全国家标准 食品中真菌毒素上限値」(GB 2761-2017)があります。
シンガポール (2019年8月)	ヒ素 無機ヒ素 鉛 水銀 スズ カドミウム アンチモン 1ppm 0.2ppm(精米)、0.35ppm(玄米) 2ppm 0.05ppm 250ppm 0.2ppm 1ppm	

	最大残留基準値等	備考(その他の規制等)
タイ (2020年9月)	カドミウム 0.4mg/kg 無機ヒ素 0.2mg/kg スズ 250mg/kg 鉛 1mg/kg 総水銀 0.02mg/kg 総アフラトキシン 20mg/kg	<ul style="list-style-type: none"> そのほか、食品によっては別途規定がある場合があるため、該当食品の保健省告示を確認する必要があります。 また、食品および飼料中の汚染物質および毒素に関するコーデックス一般規格: CODEX STAN193-1995に規定する最大値を超えないこと、これ以外の汚染物質については、FAO/WHO合同食品規格 コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission) の汚染物質の最大量規定指針に基づき検討する最大値を超えず、また、販売用食品製造者または輸入者が、当該の汚染物質質量が許容できる最大水準内にあることを示す責任を負うことが規定されています。 なお、全食品を対象に、保健省告示No.269(2003年)、No.299(2006年)において食品中不検出とするクロラムフェニコールおよびその塩等7種の化学物質汚染に関する基準が規定されています。
米国 (2019年9月)	白米(栄養分添加、調理済み)のトータルダイエツスタディに基づく参考指標(2006年から2013年) (法的に設定された許容量や基準値ではありませんが、米国で消費されているさまざまな食品中におけるヒ素や有害重金属などの含有量について、最小値、最大値、平均値などを知ることができるため、参考指標として有効利用することができるもの) ヒ素 最小値0.036、最大値0.111、平均値0.063mg/kg カドミウム 最小値0、最大値0.014、平均値0.006mg/kg 銅 最小値0.5、最大値1.0、平均値0.8mg/kg 鉛 最小値0、最大値0、平均値0mg/kg マンガン 最小値3、最大値5.8、平均値4.4mg/kg 亜鉛 最小値3.7、最大値7.7、平均値5.5mg/kg	<ul style="list-style-type: none"> 食品に含まれる有毒および有害な物質の許容量は、食品医薬品化粧品法第406条に基づく規則で定められています。現在、FDAが規則で食品に関して暫定残留許容濃度を定めている物質はポリ塩化ビフェニール類(PCB類)のみで(21CFR Part 109.30)、ヒ素および有害重金属などの汚染に関する規制については、総合的な法的水準は決められていないのが現状です。それぞれの有毒・有害物質が長期的に健康に与える影響は不明確とし、有害な物質の含有はなるべく避けることが望ましいとされています。 FDAは、有毒・有害物質に関する欠陥対策レベルをガイダンス「ヒト向け食品および動物飼料に含まれる有毒・有害物質に関する対策レベル」として2000年に発行しています。同ガイダンスでは、19種類の有毒・有害物質について、食品と飼料の品目別に対策レベルの値(ppmなど)が設定されています。各物質の欠陥対策レベルの値は食品によって異なりますが、同ガイダンスでは、ヘパタクロルおよびヘパタクロルエポキシド(殺虫剤の一種)について「コメ」においては0.3ppmと設定しています。 (なお、このガイダンスには規則のような法的拘束力はありませんが、FDAが法的措置を發動するかどうかを決定する際の基準と位置付けられています。従って、有毒・有害物質の含有量が欠陥対策レベルを下回っている必要があります) 米国では連邦レベルより州レベルでさらに厳しい規制を設けている場合がありますので、詳しくは、州、地方自治体のウェブサイトにて確認してください。(一般的に、カリフォルニア州は、全米で最も食品に対する規制が厳しいとされています)
カナダ (2019年8月)		<ul style="list-style-type: none"> 重金属および汚染物質は、食品医薬品規則-食品の不良(DIVISION 15 Adulteration of Food)によって規制されており、カナダ保健省食品部化学安全局(Bureau of Chemical Safety, Food Directorate)が管轄しています。 同局では、重金属および汚染物質を「汚染物質、不純物、化学汚染物質」と定義しており、含有禁止物質および含有許可物質とその最大残留基準値を食品の種類別に以下の順で提示しています。 <ol style="list-style-type: none"> 食品の汚染物質および不純物リスト <ul style="list-style-type: none"> パート1: 食品に含まれてはならない物質リスト パート2: 食品への含有最大基準が設けられている物質リスト 食品の化学汚染物質の含有最大基準
EU (2020年8月)	アフラトキシン(B1) 2.0 μg/kg アフラトキシン(B1,B2,G1,G2の総量) 4.0 μg/kg オクラトキシンA 3.0 μg/kg 鉛 0.2mg/kg カドミウム 0.2mg/kg メラミン 2.5mg/kg 無機ヒ素 0.2mg/kg(精白米(パーボイルド加工なし)) 無機ヒ素 0.25mg/kg(パーボイルドライスおよび玄米) 過塩素酸イオン 0.01mg/kg	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会規則(EC)1881/2006で食品カテゴリーごとに含まれる汚染物質の上限値を規定しています。 なお、ドイツでは、アフラトキシンおよびオクラトキシンAについて、EU規制に加えて独自規制が課されているため、注意が必要です。スペインにおいても、アフラトキシンについては、EU規制に加えて独自規制が課されているため注意が必要です。 その他、EUでは、環境残留性と生物蓄積性が高く環境と健康にリスクをもたらすダイオキシン類・ポリ塩化ビフェニール(PCB)・DDTなどの残留性有機汚染物質(POPs)に関して、EU域内での生産、販売および使用が禁止、または厳しく制限されています。2019年6月から、旧規則(EC)850/2004は新規則(EU)2019/1021により改正されており、同規則ANNEX1に記載されている物質はEU域内における上市、使用が禁止されます。 REACH規則含め、詳細はジェットロEU輸入品目規制「特定危険化学品に関する規制」で確認ができます。 なお、コメのものには直接関連しませんが、コメ調理品などEU域内で流通する食品は規則(EC)2073/2005に規定される微生物学的基準を遵守する必要があります。 <p>フランスでは、海藻を対象とする独自の汚染物質規制が定められていますが、コメに適用され得る独自の汚染物質規制はみられません。</p> <p>オランダでは、サプリメントなどを対象とする独自の汚染物質規制が定められていますが、コメに適用され得る独自の汚染物質規制はみられません。</p> <p>イタリアに関しては、汚染物質に関する独自規制はみられません。</p>

ジェットロ資料を基に農林水産省で作成。

注1:基準値等はその後変更されていることがあるため、輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

注2:この他にも、国によって食品添加物等の規制があるため、輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

注3:赤字が2020年3月時点からの変更箇所

【参照サイト:ジェットロHP「日本からの輸出に関する制度」】

<https://www.ietro.go.jp/industry/foods/exportguide/>